

令和7年度 久留米市移住定住に関するアンケート調査業務委託仕様書

1. 業務名称

令和7年度 久留米市移住定住に関するアンケート調査業務

2. 業務委託期間

契約締結の日から令和7年8月29日まで

3. 目的

移住定住促進の重点エリアである福岡市や東京都居住者に向けた、効果的な施策や情報発信の手法を検討するため、久留米市の認知度や都市イメージ、移住に関する意識等を把握、分析するインターネット調査を実施するもの。

また、併せて久留米市の魅力を訴求する情報を提供することで、市への関心を高めてもらうとともに、観光等に訪問や、将来の移住定住を促す一助とするもの。

4. 調査方法

インターネット調査

5. 調査対象者

- (1) 福岡市に居住している20～50代の男女
- (2) 福岡県出身で、東京都に居住している20～50代の男女
- (3) 福岡県以外の出身で、東京都に居住している20～50代の男女

6. 業務内容

(1) 業務実施計画書の作成

受託者は速やかに、契約書、仕様書に基づき業務実施計画書（案）を作成し、久留米市と協議を行うこと。

(2) 調査対象者の抽出

受託者が確保・運用している、モニター又は会員データ等（以下、モニター等）に対するスクリーニング調査（予備調査）を実施し、「5. 調査対象者」の条件に該当する本調査対象者を抽出する。

(3) アンケート実査

- ① アンケート作成・修正
- ② アンケート調査画面作成・修正
- ③ アンケート配信・実施
- ④ 回答データ回収・管理

なお、実施にあたって作成したアンケート調査画面の構成は、事前に久留米市の

承認を得ること。

(4) データ集計

①データ集計

②調査報告書作成

(5) 調査報告実施

7. 履行場所

委託者の指定する場所

8. 調査対象モニター

(1) モニター母集団は、「5. 調査対象者」を基本とするが、受託者が保有する調査ノウハウをもとに、久留米市と協議し決定することとする。ただし、下記(2)及び(3)のモニターの品質管理水準は受託者が保証すること。

(2) 不正モニターの排除が適切に行われていること。なお、「不正モニター」とは、下記のモニターをいう。

①不正回答が複数回にわたって見受けられるモニター

②重複・なりすましと判断されるモニター

③その他の理由でリサーチモニターとして不適切だと判断されるモニター

(3) 登録属性につき、適切に更新がなされていること。

9. サンプル数及び有効回答者数

サンプル数は指定しないが、有効回答者数は合計1,000人以上とする。なお、有効回答者の内訳については概ね下記のとおりとする。なお、年齢・性別・地域等偏らないよう配慮すること。

(1) 年代・属性による均等割付けとする。

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	合計
福岡市居住者	150	150	150	150	600
東京都居住者（福岡県出身）	75	75	75	75	300
東京都居住者（福岡県外出身）	25	25	25	25	100
合 計	250	250	250	250	1,000

(2) 原則として、概ね上記の割付けで有効回答を得ることとし、これによることが難しい場合は、久留米市と協議すること。

10. 調査項目

次により調査項目を設定すること。

- (1) モニター等を対象としたスクリーニング（予備調査）を実施したうえで、調査の有効性が高いと想定される対象者に対して本調査を実施すること。
- (2) 本調査の設問数は40問以内とし、久留米市との意見交換を経て、受託者がその調査ノウハウをもとにアンケート項目の原案を作成、提案し、再度、久留米市と協議して項目を決定すること。
- (3) アンケートと併せて、久留米市の魅力を訴求する情報（久留米市が保有する既存のプロモーション動画へのリンクや、移住定住支援制度の紹介など）を、調査対象者に提供すること。

11. 調査の実施

作成した調査項目の原案に従って、受託者にてアンケート調査画面を作成する。アンケート調査画面の作成にあたり、校正を2回以上行うこと。設問にあたり、可能な限り表示順位のローテーション等を行い、データの正確性を向上させること。

12. 集計（調査票の点検、入力、集計等）・分析

調査票に記入間違い、論理矛盾がないか点検し、属性別に集計、分析すること。

13. 調査報告書作成

- (1) 久留米市と十分協議の上、データの加工・図表作成などを行うこと。
- (2) 地域別、年齢別等、特性を把握できるように報告書を作成すること。

14. アンケート実査納品書

下記の成果物等を納品すること。なお、各納期日について、下記により難しい場合は、久留米市と協議すること。

- (1) アンケート実査時にモニターに送付したメール等のテキストデータ
- (2) アンケート実査時の調査画面の写し
- (3) 下記の成果物

名称	納期	数量	形式	備考
集計用個票データ（アンケートローデータ）	R7.7.18	1枚	CD-ROM	CSVデータ（フラグ形式）で納品すること。 また、記述式回答の一覧データも納品すること。
調査報告書（速報版）	R7.7.31	1枚	CD-ROM	調査報告書（速報版）として、基本属性と割付軸のクロス集計、及び久留米

				市が指定する分析軸でのクロス集計を行った集計表を作成し、簡易分析結果を加えたワードデータ（A4タテ）又はパワーポイントデータ（A4ヨコ）で納品すること。 また、簡易集計表及び簡易分析に使用したエクセルデータも納品すること。
調査報告書 （確定版）	R7.8.14	1枚 10部	CD-ROM 冊子（簡易製 本）	ワードデータ（A4タテ）又はパワーポイントデータ（A4ヨコ）で納品すること。 また、集計表及び図表については、エクセルデータでも納品すること。 その他調査会社指定の集計アプリケーションソフトも納品すること。

15. 本業務における制作物の取扱い

- （1）本業務の履行における作成物の所有権は、すべて久留米市に帰属するものとする。
- （2）成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に久留米市に無償で譲渡するものとする。

16. 暴力団排除に関する事項

受託業者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- （2）暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- （3）排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

17. 障害者差別解消に関すること

業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、及び久留米市障害を理由とする差別をなくす条例（令和5年久留米市条例第35号）を遵守するとともに、久留米市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

18. その他

- (1) 受託者は、久留米市が必要と認めたときは、業務の途中経過を報告すること。
- (2) 受託者は、個人情報の保護に努めること。(別添1「個人情報取扱特記事項」のとおり)
- (3) その他、この仕様書に定めのない事項又は調査内容等に疑義が生じたときは事前に久留米市と協議すること。

個人情報取扱特記事項

久留米市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、令和7年度 久留米市移住定住に関するアンケート調査業務（以下「本業務」という。）の個人情報の保護について、次のとおり定める。

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定に基づき、本業務に関して保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（保守業者の義務）

第2条 乙は、本業務を処理するために知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約期間終了後も同様とする。

（個人情報の保管）

第3条 乙は、本業務を処理するために思想、信条、宗教及び社会的差別の原因となる諸事実に関する個人情報の保管を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の意見を聴き、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（個人情報の収集）

第4条 乙は、本業務を処理するために個人情報を収集するときは、その業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、本業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該個人（以下「本人」という。）の同意があるときを除き、本人以外から収集してはならない。ただし、あらかじめ甲の意見を聴き、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（目的外使用及び第三者への提供禁止）

第5条 乙は、本業務に係る個人情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供をしてはならない。ただし、あらかじめ甲の意見を聴き、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（授受及び搬送）

第6条 乙は、本業務を処理するため個人情報が記録された資料等の授受及び搬送を行うときは、個人情報の紛失、滅失及び破損等の事故が発生しないようにしなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第7条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を処理するために、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製をしてはならない。

（個人情報の管理及び返還等）

第8条 乙は、個人情報の保管を行う場合には、個人情報の紛失、滅失及び破損等の事故が発生しないように管理しなければならない。

2 乙は、本業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約期間終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

3 乙は、前項ただし書により甲が指示した方法により個人情報を処理した場合は、甲に報告しなければならない。

（廃棄）

第9条 乙は、甲が指定した個人情報を廃棄（消去を含む。）したときは、甲に報告しなければならない。

(委託先の監督)

第10条 乙は、本業務の一部を委託する場合、委託先における本業務に係る個人情報の保護については、乙及び丙が責任をもって監督しなければならない。

(報告等)

第11条 甲は、乙が本業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

2 乙は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについて、事故が発生したときは、その内容について甲に速やかに報告し、甲の指示を受けなければならない。

(従事者の監督)

第12条 乙は、本業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律第176条又は第180条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知し、必要な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第13条 甲は、乙の本業務に係る個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(個人情報の開示、訂正、削除、目的外使用等の中止請求への対応)

第14条 乙は、個人から本業務における自己に関する情報開示、訂正、削除、目的外使用等の中止の請求に応じることができるよう規程の整備を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、この特記事項に定める義務等を履行しないため、又は乙の責めに帰する理由により甲に損害を与えたときは、その損害（調査費用、弁護士費用含む）を賠償しなければならない。

(監査及び検査)

第16条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(事故時等の公表)

第17条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティに関する事件及び事故等が発生した場合は、必要に応じ、当該事故等を公表することとする。